

第1節 市民と歩むまちづくりの推進

1 開かれた市政への展開

現況と課題

本市では、これまで各種審議会や市政懇談会の開催など、市民参加の推進を図る機会の充実とともに、個人情報 の適正な取り扱いに努めながら、市政や市民生活に関わる情報公開を推進してきました。

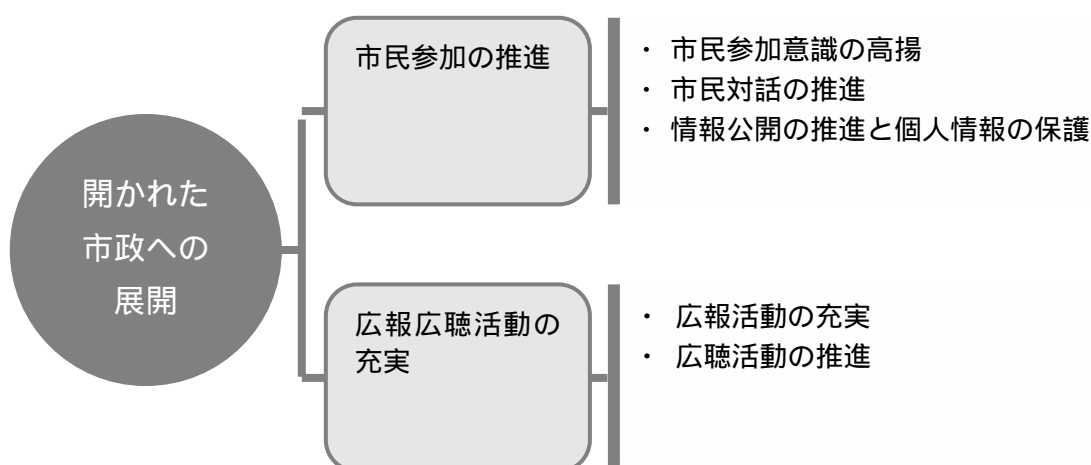
また、市政や市民生活に関わる情報を広報誌やホームページ等で提供するなど、広報広聴活動の推進を図ってきました。

しかし、社会経済環境の変化や市民の価値観が多様化するなか、市民の社会連帯意識は希薄になるとともに、まちづくりに対する市民のニーズも高度化、複雑化しており、若年層を含めたより多くの市民のまちづくりへの理解と参加が不可欠となっています。

このため、ゆとりと豊かさを実感できるまちづくりを進めるためには、市民の積極的な市政への参加を促進し、市民の創意と工夫をまちづくりに活かすことが必要となっています。

今後はより一層、市政への市民参加を促し、市民の意見が施策に反映される開かれた市政を実現するため、説明責任を果たすとともに、情報公開の推進や広報広聴活動の充実を図る必要があります。

施策の体系



施策

(1) 市民参加の推進

市民参加意識の高揚

市民総参加のまちづくりを推進するため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という市民の自主的な参加意識の高揚に努めます。

市民対話の推進

多種多様な市民の声を行政に反映させるため、既存の審議会、委員会、懇話会をはじめ市政懇談会等の充実を図るとともに、各種の機会をとらえた市民対話の推進を図ります。

情報公開の推進と個人情報の保護

市民総参加のまちづくりを進めるうえで情報の公開は必要条件であり、適時、的確な方法で必要な情報をわかりやすく提供できる情報公開制度を推進します。

また、情報化の進展に伴い、より一層のプライバシーの保護を図るため、個人情報の保護制度の充実を図ります。

(2) 広報広聴活動の充実

広報活動の充実

市政や市民生活に関わる情報を、市民にわかりやすく確実に提供するため、広報「おかや」に重要施策をビジュアル的に掲載するとともに、市民の登場場面を拡充し、親しめる内容にするなど、紙面の充実を図ります。

また、マルチメディアを活用した情報伝達を積極的に図り、ホームページによる情報発信の充実のほか、ケーブルテレビを活用した行政チャンネルの導入を検討します。

広聴活動の推進

市政に対する幅広い理解と、市民の持つ情報やアイデア・提案等を市政に反映させるため、モニター制度等により市民意見の聴取を図るとともに、アイデアメール、Eメール、市民アンケートなどによる広聴活動を進めます。

2 コミュニティ活動の活性化

現況と課題

近年、都市化の進展、価値観の多様化等により、市民の地域社会への帰属意識や連帯感は次第に希薄になっています。

しかし、コミュニティ意識は地域社会への愛着の表れとして、地域の連帯や助け合いの基本となるものであり、市民生活のうえで不可欠の要素といえます。

本市では、21 からなる区を中心に住民自治組織がつくられ、様々な分野において活動を繰り広げています。

また、地域の活動団体は、趣味やスポーツのサークル活動、ボランティア活動等が積極的に展開されています。

しかし、組織によっては、人材、規模、活動内容等に差もあり、さらに少子高齢社会が地域活動の消極化に拍車をかけ、住民の連帯意識を希薄にしていくことが懸念されます。

一方、近年ボランティア活動等の健全な発展の促進と、公益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、社会貢献活動を行う団体等に法人化の道が開かれ、社会での重要な役割を果たすことが期待されています。

地域のなかには「地域福祉」や「地域防災」、「青少年の健全育成」など、地域住民自らが積極的に取り組まなければならない課題が数多くあります。

これらの課題に対応するためには、コミュニティ活動の展開をふまえ、各組織の活性化のための支援や人材の養成に努める必要があります。

また、新たな人間関係の構築や連帯意識の高揚を図るため、市民相互の心のふれあいと出会いの機会の拡充を促進し、住んで良かったと思える市民生活の実現を進めていく必要があります。

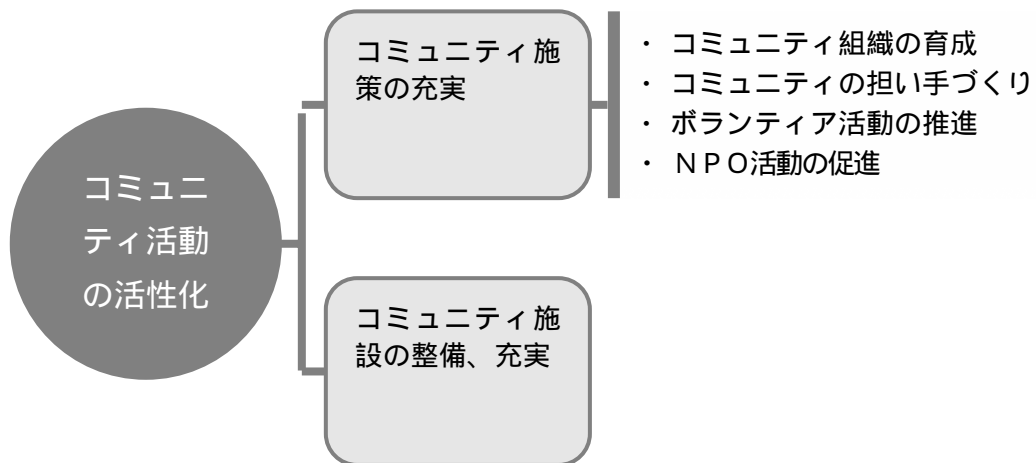
また、コミュニティ活動の拠点として、地域コミュニティ施設の整備、充実を推進するとともに、拠点施設を利用した自主的活動の支援や、市民が主体的に行動するという意識の高揚に努めていく必要があります。

地区別人口と世帯数

(平成15年3月31日現在)

区 分	世帯数	人 口			
		総数	男	女	
総 数	20,028	55,764	27,289	28,475	
旧市内	今 井	1,925	5,534	2,695	2,839
	間 下	1,371	3,733	1,800	1,933
	岡 谷	1,205	3,278	1,584	1,694
	下 浜	744	2,052	997	1,055
	小尾口	310	808	367	441
	上 浜	827	2,071	981	1,090
	新屋敷	378	969	472	497
	小 口	633	1,659	830	829
	小井川	2,566	6,793	3,322	3,471
	西 堀	925	2,603	1,265	1,338
小 計	10,884	29,500	14,313	15,187	
湊	小 坂	449	1,299	635	664
	花 岡	567	1,696	825	871
	小 計	1,016	2,995	1,460	1,535
川岸	三 沢	1,434	4,242	2,095	2,147
	新 倉	881	2,662	1,310	1,352
	駒 沢	409	1,168	575	593
	鮎 沢	129	391	205	186
	橋 原	360	1,044	535	509
	小 計	3,213	9,507	4,720	4,787
長地	東 堀	2,806	7,752	3,820	3,932
	中 屋	534	1,502	734	768
	中 村	645	1,833	914	919
	横 川	930	2,675	1,328	1,347
	小 計	4,915	13,762	6,796	6,966

施策の体系



施策

(1) コミュニティ施策の充実

コミュニティ組織の育成

区や自治会の各種団体等が地域コミュニティ活動の組織として、自発性や活性化が助長されるような育成・支援・情報提供を図ります。

コミュニティの担い手づくり

市民のコミュニティ活動を促進するとともに、地域リーダーの発掘と養成のため、コミュニティの担い手づくりを推進します。

ボランティア活動の推進

地域福祉、防災、環境美化、青少年の健全育成等の市民生活に密着した様々な分野におけるボランティア活動への市民参加を促進します。

NPO活動の促進

NPOとして、自主的な市民団体の組織化を促進するとともに、情報提供や行政との連携、協働について研究、その推進に努めます。

(2) コミュニティ施設の整備、充実

コミュニティ施設の管理、運営については、地域や団体の自主性、独自性を尊重し、耐震診断補助などを含め、既存施設の整備充実に向けて支援します。

また、学校教育施設等の公共施設の地域開放等を推進します。

第2節 地方自治確立への取り組み

1 広域行政の推進

現況と課題

圏域住民の日常生活圏や経済活動範囲は、交通体系の整備拡充や高度情報化社会の進展に伴い、市町村の区域を越えて拡大し、行政需要が高度化するとともに、広域的な行政サービスを提供することが求められています。

こうした時代の要請を受け、昭和61年に(株)諏訪広域総合情報センタを設立、諏訪地域の住民行政サービス事業を展開し、平成14年度からは事務の相互委託により、住民票、印鑑証明、税証明の相互交付など、圏域の一体性を生かした事業を推進しています。

また、平成11年の諏訪広域消防の広域化、平成12年7月の諏訪広域連合の発足、平成15年度からの介護保険の全面共同実施など、圏域が一体となって事業を推進しています。

このほか本市に関係する一部事務組合としては、し尿処理施設及び火葬場の設置、運営や水道供給事業を行うため、近隣の下諏訪町、辰野町と組織する湖北行政事務組合を設置し、それぞれ市民要望に応えるサービスの提供に努めています。

地方分権の推進、行政に対する住民ニーズの広域化、高度化や少子高齢社会に対応するため、住民の生活圏にあわせた自治体の再編強化が求められており、諏訪地域6市町村合併の必要性が高まっています。

そうしたなか、市民、行政が知恵と能力を結集し、自主性と主体性をもって、自らの判断と責任のもと、新しい時代にふさわしい自治体による行政システムの構築のため、市民とともに合併に取り組む必要があります。

一方、広域圏の異なる近隣市町村との連携については、観光開発協議会やバイパス建設期成同盟会等を通じ、相互協力による事業の推進を図っており、今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

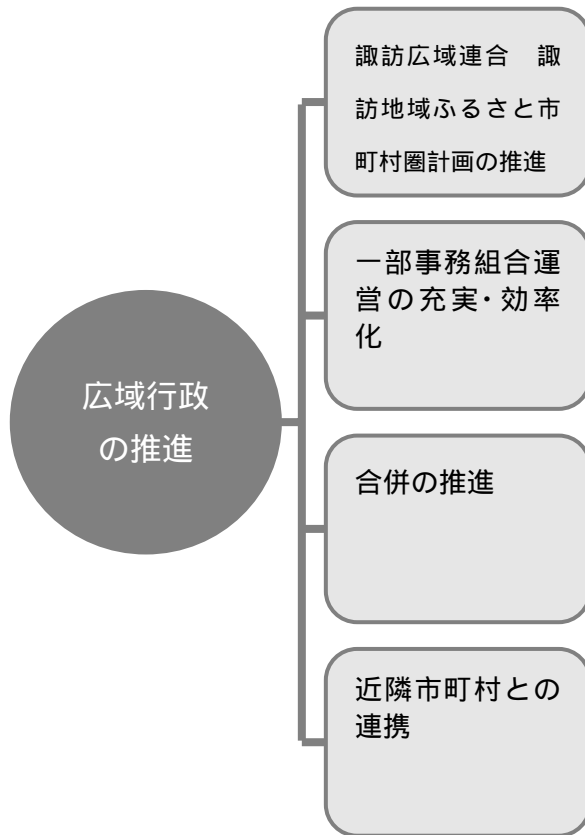
諏訪地域広域市町村圏

区 分	面 積		人 口		
	面 積 km ²	構成比 %	人 口 人	構成比 %	人口密度 人/km ²
岡 谷 市	85.19	11.91	56,401	26.65	662.1
諏 訪 市	109.91	15.36	53,858	25.45	490.0
茅 野 市	265.88	37.17	54,841	25.91	206.3
下 諏 訪 町	66.90	9.35	23,930	11.31	357.7
富 士 見 町	144.37	20.18	15,392	7.27	106.6
原 村	43.16	6.03	7,207	3.41	167.0
合 計	715.41	100.00	211,629	100.00	295.8
				(平成12年国勢調査)	

岡谷市加入の一部事務組合等

区 分	事 業 内 容	組 織 市 町 村
湖北行政事務組合	し尿処理施設の設置	岡谷市・下諏訪町・辰野町
	水道用水供給事務 火葬場の設置・運営	岡谷市・下諏訪町
諏訪広域連合	ふるさと市町村圏計画に基づく事業 特養老の設置・管理・運営 救護施設八ヶ岳寮の設置・管理・運営 病院群輪番制病院運営費補助事業 諏訪広域連合の基金の運用 介護保険事業 消防に関する事務（消防用及び消防水利施設に関する事務を除く） ごみ処理広域計画 電算処理の調整	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村

施策の体系



施策

(1) 諏訪広域連合諏訪地域ふるさと市町村圏計画の推進

「諏訪広域連合諏訪地域ふるさと市町村圏計画」における将来像と施策大綱に基づき、魅力ある圏域づくりのための事業の推進を図るとともに、広域的な都市づくりのため、テトピア計画の推進、リニア中央新幹線の誘致など、相互協力による広域事業を推進します。

また、各市町村間における施設の機能分担や地方分権を担う広域連合の効率的な行政運営を図ります。

(2) 一部事務組合運営の充実・効率化

多様化、高度化、複雑化及び広域化する行政課題に対応するため、一部事務組合の充実と効率的運営を推進します。

(3) 合併の推進

諏訪地域 6 市町村合併については、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、合併に向けて具体的な事務を推進します。

(4) 近隣市町村との連携

歴史的、経済・社会的に密接な関係を有している近隣市町村との連携、協力関係の維持発展に努めるとともに、県道下諏訪辰野線改良・バイパス建設期成同盟会や塩嶺王城観光開発協議会等の各種期成同盟会、協議会の活動内容を充実し、事業の推進に努めます。

2 計画的な行政運営

現況と課題

地球規模の環境問題、情報化、国際化の進展、少子高齢化、長引く景気低迷、地方分権や合併推進等の状況下において、市民ニーズはますます多様化し、迅速かつ的確で柔軟な対応、行政の透明性や説明責任が強く求められています。

地方自治体は地域の総合的な経営主体として、これらの課題への対応をしながら地域の魅力、特性を活かしたまちづくりの実現をするために必要な体制づくりに努め、常に見直し、改善をしていかなければなりません。

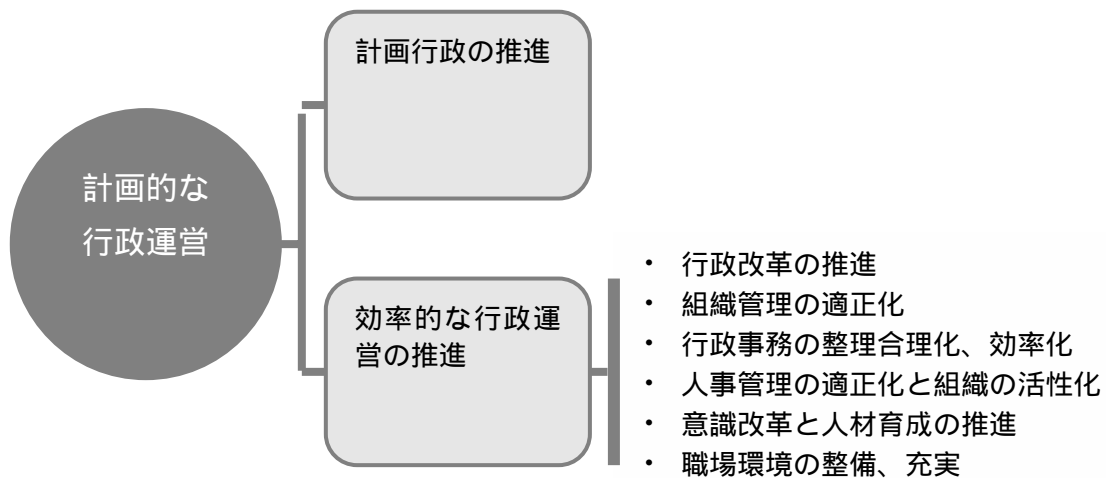
本市では、前期基本計画に基づき、行政改革の推進、職員研修の充実、人事管理の適正化等に努めてきました。

自治体を取り巻く環境は、今後もめまぐるしい変化とともに継続して厳しい状況であると予想されており、市民の行政ニーズに即応した計画的かつ柔軟な行政運営を行う必要があります。

本市の行う事務事業の範囲や量は、年々広がり、増加の一途をたどっています。膨大な経営資源（人、もの、金）が必要となっている一方、これらの資源の伸びが期待できない現状にあります。こうしたなかで、事務事業の効率的執行や整理合理化を進める必要性に迫られるとともに、成果志向、顧客志向、コスト意識の都市経営感覚に立脚した行政経営改革が求められています。

より良いサービスをより安く提供するためには、行政内部において事務事業の目的体系化や、事務処理の効率化はもとより、市民と行政の関係における役割分担を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性、行政効率、成果などを十分に検討して、顧客志向の行政サービスを提供する必要があります。

施策の体系



施策

(1) 計画行政の推進

総合計画による行政運営を図るとともに、社会環境の急激な変化に対しては弾力的に対応します。

(2) 効率的な行政運営の推進

行政改革の推進

岡谷市行政改革大綱に定めた基本方針に基づき、市民起点の行政改革を実行します。より良いサービスをより安く提供するため、「市民（顧客）サービスの充実」と「行政評価システムの導入（顧客志向、成果志向、コスト意識）による改革改善志向の醸成」を図り、効果的で効率的な行政経営を進めます。

組織管理の適正化

市民ニーズや社会経済情勢等の変化にスピーディに対応するため、機動的な組織を作ります。また、顧客との接点にいる現場の機関、職員にできるだけ権限を委譲します。

行政事務の整理合理化、効率化

行政評価システムの導入により、「顧客志向、成果志向、コスト意識」を職員一人ひとりに植え付け、事務事業をゼロベースから見直し、改革改善に結びつけます。

また、新たな住民ニーズに対応するためには、限られた資源（人、もの、金）を振り分

けなければならないことから、存続意義の薄れた事務事業や効果の上がない事務事業は廃止します。

人事管理の適正化と組織の活性化

適正な定員管理の推進とともに、新たな人事評価制度の導入や適材適所の配置等による人事管理の総合的な再構築と組織の活性化を図ります。

意識改革と人材育成の推進

自己責任を果たし、政策形成能力等を高めるなかで課題に挑戦的に取り組み、創造性や倫理観を備えた信頼される人材の育成を図るため、意識改革の取り組みと体系的な職員研修を実施します。

職場環境の整備、充実

職員の健康管理等労働安全衛生や福利厚生等の推進による元気で意欲的に働ける環境づくりとともに、より少ないコストで効率的な事務執行ができるように職場環境の整備、充実を図ります。

3 計画的な財政運営

現況と課題

地方財政は極めて厳しい状況にあります。地方分権の推進、少子高齢化の進展、住民に身近な社会資本整備の推進等多様な財政需要に的確に対応していくため行政改革を行い合理的な財政運営を推進していかなければなりません。

本市では、これまで、弾力ある財政運営と健全財政の保持に努めてきましたが、今後も費用対効果を十分に検証し、コスト意識を持った実効性の高い財政運営の確立をめざし、計画的な支出管理や自主財源の確保に努める必要があります。

しかしながら、国は厳しい現下の経済情勢を踏まえての財政構造改革に着手しており、国・県の動向に一層の注意を払う必要があります。

また、市税収入、使用料等の受益者負担の適正化及び国・県の動向を的確に把握した補助金等の助成制度の活用等積極的に財源の拡充を図るとともに、限られた財源の計画的、効果的な予算配分を行い、適正な歳出の執行に努め健全財政を堅持しなければなりません。

さらに、財政状況等、情報の積極的な提供により財政運営の透明性の確保を図る必要があります。

行政財産は、常に良好な状態において、これを管理し、その行政目的に沿って最も効率的に管理運用する必要があります。行政財産の目的外使用にあたっては、行政財産本来の用途に支障とならないか総合的検討を加え、適正管理の確保に努める必要があります。

また、公有地の拡大の推進に関する法律により先行取得した財産で、行政財産に属すべき土地は、計画的に順次持ち替えを図る必要があります。

普通財産は、その経済的価値を發揮させるために、効率的かつ適正な運用を図る必要があります。

会計別決算額の推移

		(単位：千円)							
区 分	平成10年度		11年度		12年度		13年度		
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	
一 般 会 計	25,035,155	24,161,576	23,739,824	23,039,353	23,561,678	22,601,329	24,158,935	23,431,531	
国民健康保険事業	3,081,707	2,809,971	3,266,616	3,058,106	3,414,422	3,116,303	3,666,625	3,400,419	
地域開発事業	470,113	1,648,966	197,696	1,279,225	780,406	1,730,356	538,843	1,474,032	
特 公団分収造林事業	36,999	36,547	35,950	35,447	42,115	41,450	28,976	28,308	
交通災害共済事業	59,754	16,194	56,727	13,171	56,348	14,471	54,436	13,440	
別 霊園事業	51,619	12,663	53,859	9,801	53,015	16,489	125,607	115,951	
下水道事業	3,297,561	3,152,716	3,354,326	3,111,074	3,320,994	2,681,022	-	-	
会 老人保健事業	4,641,489	4,717,585	5,022,376	5,078,131	4,829,922	4,849,526	5,268,402	5,234,375	
温泉事業	96,067	94,594	15,751	9,711	19,698	9,201	25,576	8,228	
計 市街地再開発事業	28,811	18,095	42,071	23,922	49,504	25,513	64,888	30,464	
訪問看護事業	94,634	42,824	129,409	46,102	146,563	50,837	138,634	54,265	
駐車場事業	-	-	-	-	1,800,072	1,623,892	2,148,482	1,987,817	
湊財産区	14,672	4,655	11,341	3,892	8,647	984	32,622	24,130	
小 計	11,873,426	12,554,810	12,186,122	12,668,582	14,521,706	14,160,044	12,093,091	12,371,429	
合 計	36,908,581	36,716,386	35,925,946	35,707,935	38,083,384	36,761,373	36,252,026	35,802,960	

一般会計款別決算額の推移（歳入）

		(単位：千円、%)							
区 分	平成10年度		11年度		12年度		13年度		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
市税	8,106,758	32.4	7,902,596	33.3	7,953,781	33.8	7,985,361	33.1	
地方譲与税	160,533	0.6	163,139	0.7	169,220	0.7	170,064	0.7	
利子割交付金	83,652	0.3	82,284	0.3	369,163	1.6	395,748	1.6	
地方消費税交付金	639,110	2.6	601,755	2.5	620,571	2.6	636,484	2.6	
ゴルフ場利用税交付金	33,641	0.1	31,840	0.1	29,544	0.1	27,938	0.1	
特別地方消費税交付金	8,389	0.0	8,256	0.0	1,372	0.0	297	0.0	
自動車取得税交付金	100,832	0.4	90,797	0.4	91,757	0.4	88,944	0.4	
地方特例交付金	-	0.0	234,008	1.0	321,312	1.4	341,745	1.4	
地方交付税	4,644,592	18.6	5,094,099	21.5	5,216,617	22.1	4,482,362	18.6	
交通安全対策特別交付金	17,928	0.1	17,539	0.1	15,296	0.1	15,135	0.1	
分担金及び負担金	524,039	2.1	535,088	2.3	433,216	1.8	409,406	1.7	
使用料及び手数料	433,125	1.7	448,755	1.9	434,616	1.8	436,909	1.8	
国庫支出金	1,630,783	6.5	1,949,613	8.2	1,463,812	6.2	1,270,396	5.3	
県支出金	504,101	2.0	533,652	2.2	497,698	2.1	458,640	1.9	
財産収入	335,711	1.3	277,944	1.2	277,136	1.2	306,600	1.3	
寄附金	9,005	0.0	9,332	0.0	32,096	0.1	28,143	0.1	
繰入金	601,519	2.4	215,079	0.9	16,719	0.1	565,305	2.3	
繰越金	797,692	3.2	873,579	3.7	700,471	3.0	960,349	4.0	
諸収入	3,027,745	12.1	2,890,769	12.2	2,881,081	12.2	3,705,209	15.3	
市債	3,376,000	13.5	1,779,700	7.5	2,036,200	8.6	1,873,900	7.8	
合 計	25,035,155	100.0	23,739,824	100.0	23,561,678	100.0	24,158,935	100.0	

一般会計款別決算額の推移（歳出）

（単位：千円、％）

区 分	平成10年度		11年度		12年度		13年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
議 会 費	246,857	1.0	221,109	1.0	222,031	1.0	227,097	1.0
総 務 費	4,819,266	19.9	4,692,324	20.4	3,585,596	15.9	3,745,742	16.0
民 生 費	3,513,435	14.5	3,923,509	17.0	3,326,122	14.7	3,598,564	15.4
衛 生 費	1,869,486	7.7	2,167,474	9.4	2,991,473	13.2	1,701,709	7.3
労 働 費	217,625	0.9	222,951	1.0	221,411	1.0	246,026	1.0
農林水産業費	195,953	0.8	199,322	0.9	196,575	0.9	204,847	0.9
商 工 費	2,021,936	8.4	2,040,215	8.9	2,296,184	10.2	4,185,862	17.9
土 木 費	5,261,469	21.8	4,222,541	18.3	4,314,900	19.1	4,384,199	18.7
消 防 費	448,433	1.9	527,602	2.3	445,991	2.0	509,383	2.2
教 育 費	2,807,510	11.6	2,193,248	9.5	2,272,104	10.1	2,025,878	8.6
公 債 費	2,485,945	10.3	2,295,291	10.0	2,608,403	11.5	2,502,224	10.7
諸 支 出 金	273,661	1.1	100,000	0.4	100,000	0.4	100,000	0.4
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
災 害 復 旧 費	-	-	233,767	1.0	20,539	0.1	0	0.0
合 計	24,161,576	100.0	23,039,353	100.0	22,601,329	100.0	23,431,531	100.0

企業会計決算額の推移

（単位：千円）

区 分		平成10年度	11年度	12年度	13年度
岡谷病院	収益的収入	4,530,594	4,592,940	4,201,111	4,187,132
	収益的支出	4,489,786	4,435,920	4,188,727	4,142,425
	資本的収入	112,703	327,811	276,366	256,870
	資本的支出	355,921	540,850	460,771	600,029
塩嶺病院	収益的収入	3,687,498	3,685,445	3,782,220	3,827,461
	収益的支出	3,603,361	3,560,714	3,756,556	3,790,185
	資本的収入	37,300	92,300	296,800	148,158
	資本的支出	201,149	224,708	435,633	361,667
水道事業	収益的収入	999,161	1,037,821	1,067,098	1,071,894
	収益的支出	982,976	986,630	958,050	1,009,853
	資本的収入	43,340	83,197	240,015	234,248
	資本的支出	494,215	316,024	525,763	593,971
下水道事業	収益的収入	-	-	-	2,161,135
	収益的支出	-	-	-	1,926,970
	資本的収入	-	-	-	1,022,820
	資本的支出	-	-	-	1,662,719

起債制限比率の推移

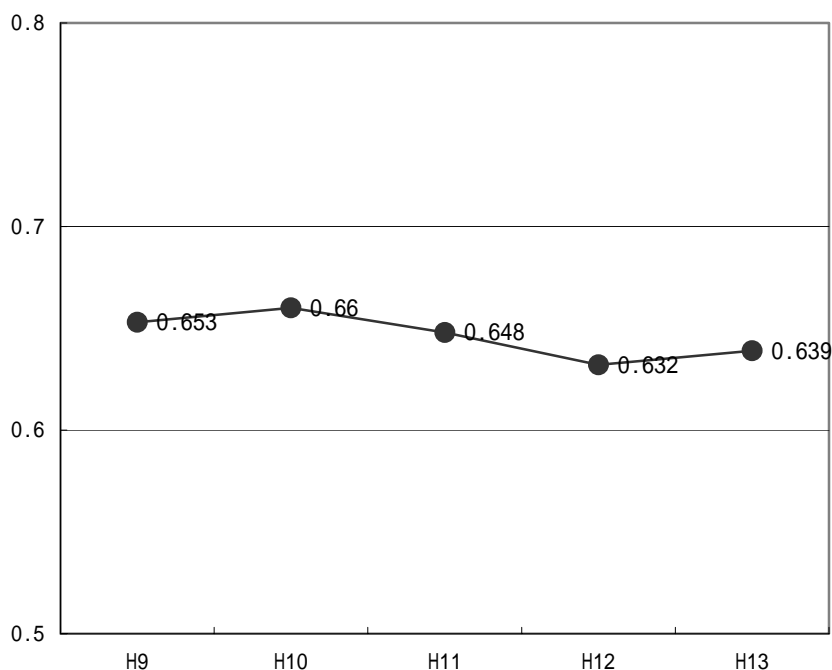
区 分	10年度	11年度	12年度	13年度
起債制限比率	7.9	7.9	8.4	8.4

市税調定額の推移

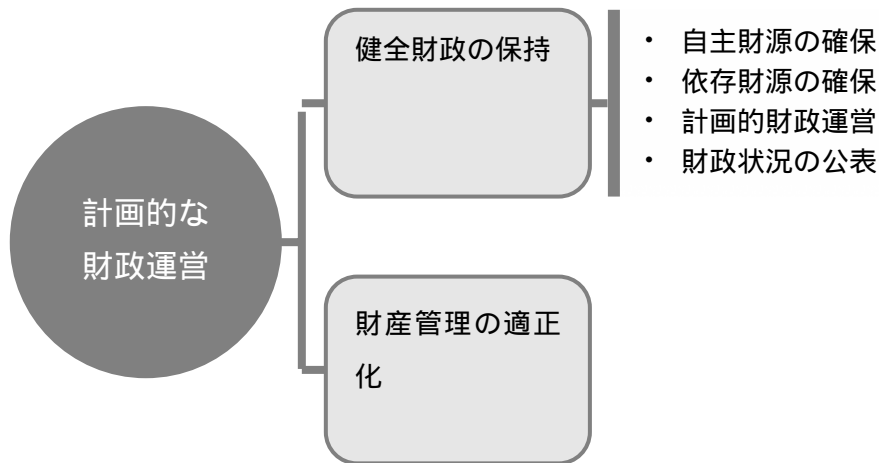
(単位：千円)

区 分		10年度	11年度	12年度	13年度
市民税	個人	2,857,900	2,718,399	2,632,744	2,688,027
	法人	1,051,622	880,915	1,116,378	1,016,223
固定資産税		3,313,590	3,384,070	3,269,606	3,377,679
軽自動車税		77,237	80,393	83,822	87,286
市たばこ税		378,807	413,747	413,749	409,025
特別土地保有税		1,150	133	0	308
入湯税		6,759	6,312	7,027	7,305
都市計画税		443,264	458,781	442,645	453,433
滞納繰越分		289,323	290,944	317,019	319,499
合 計		8,419,652	8,233,694	8,282,990	8,358,785
収 納 率	現年課税分	98.83%	98.83%	98.93%	98.59%
	滞納繰越分	24.67%	18.09%	23.04%	18.60%
	計	96.28%	95.98%	96.03%	95.53%

財政力指数の推移



施策の体系



施策

(1) 健全財政の保持

自主財源の確保

市税については、課税客体の的確な把握に努め、課税の適正化、公平化を図るとともに、税に関する情報の開示と啓発活動を推進し、自主納税意識の定着と収納率の向上をめざし自主財源の確保に努めます。

使用料、手数料、分担金、負担金については、負担公平の原則に照らし、適時見直しを行い、料金等の適正化を図ります。

依存財源の確保

国、県の補助制度等の積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

地方債については、後年度の財政負担に配慮しながら、有効活用を図ります。

計画的財政運営

総合計画との整合性を図りながら、費用対効果を十分に検証し、市民ニーズを的確にとらえた財源配分に努めるとともに、行政改革の推進を図り、事務、事業の見直しを行い、経常経費の削減に努めます。

さらに、事業の緊急性、投資効果等を考慮し、基金の造成を図りながら中長期的展望に立った計画的な財政運営に努めます。

財政状況の公表

財政状況及びバランスシート等の情報を積極的に提供して財政運営の透明性を図ります。

(2) 財産管理の適正化

公有財産の適正な維持保全と、効率的な管理運用を図ります。

また、公有地の拡大の推進に関する法律により先行取得した財産で、行政財産に属すべき土地は、計画的に一般会計への持ち替えを図ります。

普通財産における遊休、貸付財産等は、処分可能なものは積極的な処分に努めます。